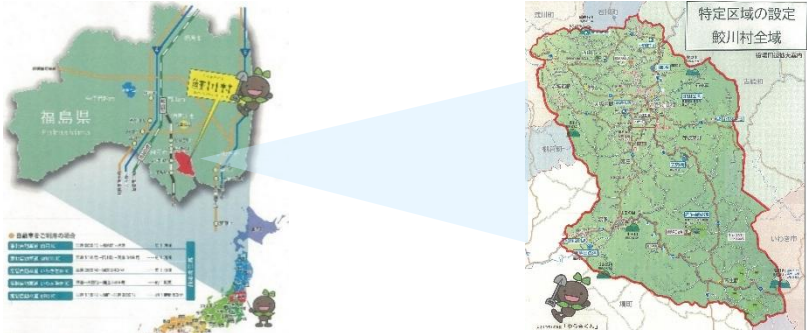


(参考)

福島県みどりの食料システム基本計画の改定（案）新旧対照表

改定後（新）	改定前（旧）
福島県みどりの食料システム基本計画 令和5年3月31日策定 令和7年3月24日一部改定 <u>令和8年 月 日一部改定</u> （略） 1 （1）～（9）（略） <u>（10）削除</u> 2 （1）～（6）（略） 別添 特定区域の区域及び事業活動の内容（喜多方市）（略） <u>特定区域の区域及び事業活動の内容（鮫川村）</u> <u>1 特定区域の区域</u> <u>（1）鮫川村全域</u>  <u>（2）当該区域の特性及び区域設定の理由</u> <u>本村は、福島県の南端、山脈丘陵が連なる阿武隈山系南部の頂上部に位置し、村の大部分は標高 320mから 650mの範囲にあります。村の基幹産業は農業で、特に盛んな畜産は稲作を組み合わせた複合経営が中心となっており、農業の営みにより守られてきた美しい里山景観が魅力です。一方、農地は沢に沿って散在しており、水田は谷戸田で、小さな農地や傾斜地、未整備の農地の多くが、小規模農家により維持されています。</u> <u>中山間地域に位置する本村は、県内を流れる 3 つの主要河川である鮫川、久慈川、阿武隈川の源流部に位置し、生活排水等に汚染されていないきれいな水を利用することができます。村内には、約 500 ヶ所の湧水</u>	福島県みどりの食料システム基本計画 令和5年3月31日策定 令和7年3月24日一部改定 （略） 1 （1）～（9）（略） <u>（10）福島県農業経営規範（別紙 10）</u> 2 （1）～（6）（略） 別添 特定区域の区域及び事業活動の内容（喜多方市）（略） （新設）

改定後（新）	改定前（旧）
<u>地点があり、きれいな水にしか住めない希少な生物（ゲンゴロウやホトケドジョウなど）が多く生息しており、令和7年3月には鮫川村に生息する希少野性動植物を保護する条例を制定しました。</u> <u>こうした村の強みである、源流の水・美しい里山景観・生物多様性を守り、魅力あるふるさとを次世代に継承するため、基幹産業である農業の振興対策として、平成16年4月から「まめで達者な村づくり」をはじめました。大豆で一点突破の村づくりを掲げ、村民に大豆の栽培を奨励し、生産された大豆全量を村で買い上げ、豆腐や味噌、納豆などに加工し販売することで農業の6次産業化に取り組んでいます。特に、大豆栽培の土づくりにこだわり、村で生産された堆肥を土壌に施用し、化学肥料の使用を削減しました。今後は、遊休農地の増加防止、生産者の健康づくり、高齢者の生きがい対策及び関係人口の更なる拡大のため、大豆をはじめ、米や野菜などの有機栽培をさらに広げていく必要があります。</u> <u>また、地域資源の活用と循環型社会の形成を目指し、平成20年8月から「バイオマスヴィレッジ構想」に取り組んでいます。農業の基本である「土づくり」を実践するため、平成24年度にオープンした「鮫川村豊かな土づくりセンター（ゆうきの郷土）」において村内で発生した牛ふん等にもみ殻、落ち葉を混ぜ約6ヶ月かけて発酵させ良質な堆肥を生産し、自走式堆肥散布機で村内農地に散布しています。このように、村が堆肥の生産から散布までを行う仕組みを構築することで、高齢化による労働力不足の解消などにつながっています。</u> <u>さらに、有機農業等の環境保全型農業の拡大を目指し、令和7年1月30日に村内の生産者代表、消費者代表、村議会、村農業委員会、JA東西しらかわ、鮫川村農産物加工直売所「手まめ館」運営協議会、学校給食センター、県県南農林事務所及び鮫川村を構成員とする「鮫川村ゆうきの郷土（さと）づくり検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、先進地視察研修や検討会を重ねて令和7年10月17日に鮫川村有機農業実施計画を策定し、令和7年11月2日に鮫川村オーガニックビレッジ宣言を行いました。鮫川村におけるオーガニックビレッジの基本理念は以下3つです。</u> <u>1 「里山景観」「水」「生物多様性」を村の宝として守り、堆肥などの地域資源を活かして、環境保全型農業の推進を目指します。</u> <u>2 未来の担い手である子ども達の心身の健康を守るため、学校給食の充実を目指します。</u> <u>3 有機農業の推進を図り、村民が健康で心豊かに暮らすことができる持続可能な村づくりを目指します。</u> <u>3つの理念を軸に、深刻さを増している人口減少や高齢化、担い手不足といった課題を解決しながら先人から受け継いだ美しい里山景観や農地を守り、次世代に継承するため、オーガニックを核とした持続可能な村づくりに取り組んでいます。</u> <u>このような取組を加速化させ、有機農業をはじめとする環境保全型農業の更なる普及拡大を図るため、村全域を特定区域として設定します。</u> <u>2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容</u> <u>（1）活動類型</u> <u>有機農業の生産活動、環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動</u> <u>（2）特定環境負荷低減事業活動の内容</u> <u>特定区域では、検討会を中心に有機農業を推進するとともに、環境負荷の低減に資する先端的な技術を活</u>	

改定後（新）	改定前（旧）
<u>用した環境保全型農業の推進を図ります。</u> <u>有機農業の取組拡大に向けては、鮫川村有機農業実施計画に基づき、これから有機農業に取り組む生産者を対象に、関係機関と連携して、地域で生産される堆肥などの有機性資源の有効活用を図るとともに、土壌診断に基づく「豊かな土づくり」を推進します。</u> <u>また、専門家を招へいし有機農業の勉強会や生産者の現地指導を行い、村内生産者の栽培技術の向上と収益力の向上を図ります。</u> <u>環境負荷低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動を拡大するため、農業用ドローンや自動抑草ロボット、リモコン草刈機をはじめとした省力化技術の導入に要する経費の補助などを行い、これら技術を活用した環境負荷低減事業活動を村全域で推進するとともに、中山間地域における水稻と野菜の環境保全型農業栽培マニュアルを作成し、環境保全型農業の普及に努めます。</u> <u>生産された大豆は、村の主要施策である「まめで達者な村づくり」において、オーガニック大豆の生産拡大（目標3ha）を図り、手まめ館で加工した豆腐や味噌、納豆などを、学校給食やふるさと納税の返礼品などとして利用し村内外に発信します。</u> <u>さらに、鮫川村におけるオーガニックビレッジの柱「オーガニック給食の実現」に向け、手まめ館に設置した学校給食部会やコーディネーターを中心に、生産者や学校給食センターとともに、できる限り村内の農産物を学校給食で利用できる仕組みを構築してきたことから、現在30％である学校給食における村内産食材使用率を将来的には50％以上にするとともに、段階的な特別栽培農産物や有機栽培農産物への切り替えを推進し、現在、1％にとどまる村内産有機農産物使用率を30％以上にすることを目標としてまいります。</u>	